

○議長（一條 光君） 通告3番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。（「議長、議事進行かけているんだけど」の声あり）9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 突然、議事進行をかけて申しわけございませんでした。

先ほど7番近藤義次議員の一般質問の中で、西田の町有地の件に関して町長は、文書が出てきたので議会に公開しますという発言がありました。この件に関して町長にお伺いしたいんですけども、この公文書の公開という部分に関して、公開するための手続なり条例で定められた部分があると思うんですけども、町長の一存で議会に提出しますということが可能なのかどうか、もう一つ、議会の総意があれば出せるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。町長に聞いたんです、町長に。

○議長（一條 光君） 関連していますので、答弁方、お願いをいたします。総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

町長が判断したものについては、情報公開条例で出せるということになっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） はい。

○9番（工藤清悦君） 先般、私もこの文書を拝見したいと思ひまして手続をさせていただきました。ソニーからの寄附の申し入れ書、並びに町からの受領書、これに関しては手続を経ないと閲覧できないということでもございました。町長が判断するということでもございますけれども、条例に基づいてきっちり規則にのっとって職務を遂行している職員の方々が、町長のそういう一言で今までの職務に関するやり方が泡に消えるというような町長の発言というのはいかななものかというふうに思いますので、これは町長、要望でございますけれども、そういうことに関しては担当の職員ときっちり話し合った上で議会で答弁をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 町長の職務権限だという理解をしていただければ納得いくんではないかというふうに思いますので、次に進めたいと思います。

通告3番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○議長（一條 光君） 質問に入ります前に一條 寛議員にお願いをいたします。

質問の内容は3点通告をいただいておりますけれども、3番目の期日前投票の改善策について、答弁者として選挙管理委員会委員長を指名しておりますけれども、午後から見える予定でございますので、この3番目の質問については午後からしていただくこととなりますのでご容

赦をいただきたいと思います。

○10番（一條 寛君） わかりました。

では、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、結婚推進事業の強化策について伺います。

結婚する、しないは、個人の意思によるものであり、第三者がとやかく言うものではないと思いますが、あすのこの地域を担う子供を産み、育てることが地域の活性化にもつながると考えます。その観点から、社会全体で結婚推進事業に取り組むべきとも考えます。結婚推進事業実施要綱などを作成したり、その他いろいろな施策を取り入れて推進している自治体が全国には多数あるようであります。我が町における結婚推進事業の強化策を伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 一條 寛議員がご指摘のとおり、少子化対策、もちろん活性化対策、こういった側面から結婚推進事業というものも非常に重要なことであるというふうに認識をしております。現在、結婚推進に関しましては、加美町が合併時に結婚推進係を設置いたしまして、旧宮崎町が設置していました青年交流センターを引き継ぎ、結婚推進員による結婚相談、情報収集及び提供、後継者対策事業、交流会などを行っております。旧小野田町及び宮崎町では、町内に在住している住民が結婚しても引き続き町内に住所を有するときには祝い金を支給しておりました。加美町が誕生したときにも引き続き祝い金の制度はありましたが、平成17年度に廃止をして今日に至っております。

現在、青年交流センターの結婚相談に訪れる町民の方は、平成23年度で男性が164人、女性が68人、計232人と圧倒的に男性が多い状況でございます。ふれあい交流事業として、出会いきっかけパーティーというものを年に2回開催しております。参加者は、加美町の男性が35人、仙台市の女性が36人、この中で9組のカップルが誕生をしております。また、宮城青年交流推進センター主催の交流パーティーや、本年度からは大崎定住自立圏青年交流推進事業主催の出会いふれあいパーティーが実施されておりますので、こういったものへの呼びかけも行っているところです。また、最近では、親同士が代理見合いをするという新しい企画も行っております。

結婚推進事業実施要綱を策定し、結婚推進員の委嘱、奨励金の支給等をというふうなご提案でございますけれども、なかなかこの結婚というのは難しい問題でございます。個人的なことでもございます。なかなか妙案がないというのも事実でございます。町といたしましても、こ

の交流会参加前には、いろいろマナー講座とか服装の指導とかさまざまなことを行い、できるだけカップルができるように、また、事後のアフターケアもしているところがございます。今後ともこういった出会いの場の提供、情報提供、こういったことを行ってまいりたいというふうに思っております。

ただ、この要綱をつくるとか奨励金を支給するとか、こういったことがどれだけの効果があるのか。費用対効果といいますか、そういったものを十分検証をする必要があるだろうというふうに思っております。とかく行政は、要綱をつくりましょうと、要綱に基づいて委員を委嘱しましょうとか奨励金を出しましょうとか、こういった型通りの施策になりがちなんです、私は特にこの結婚に関しましては、もう少し柔軟な発想で取り組む必要があると思っております。

全国では、例えば独身者用のアパートをつくって自然に、通称独身アパートと言っているんですけども、自然に入居者同士の交流が生まれて、カップルが誕生して結婚をするなどというふうな事例もあるようですし、あるいは最近、都会の若者たちが来てワーキングホリデーと、農業体験をするというふうな取り組みがなされているところもあるようです。一緒に畑仕事をしながらとか、一緒に乳搾りをしながらとか、そういった中で愛が育まれるということもあるんだらうと思います。ですから、多様な、そして柔軟なアイデアでもって今後、取り組む必要があるというふうに思っておりますので、もう少しこれはいろんな事例も研究をさせていただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、実施要綱をつくることに対してはいまいちのような感じではありましたが、やっぱり1つは、つくるということにおいて行政の結婚推進事業に対する意気込みを町民に示すといいますか、町が本当に本気なのだということを示す意味でも重要な気はいたします。また、今、推進員を設けてあるということでもありますけれども、これは町民の方の推進員ということでしょうか、それとも職員ということでしょうか、この辺を確認、まずさせていただきたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 臨時職員で対応しております。（「1人ですか」の声あり）1人です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 町長からはいろんな、独身アパートをつくったりとかいろんなイベント

をやったりとかという形で、今後、どんな形で進めるかというのはこれから検討していきたいということでありますけれども、今、現実、町長が考えている具体的なものはまだないということでありましょうか、即、来年度から実施できるような事業というか、こんなことを即、一番先に取り組みたいということとはございませんでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、具体的に申し上げられるものはございません。ただ、やはり、まずは農協とか商工会とか、そういった機関との連携、これは強めていかなければならないと思っておりますので、まず、これをするというふうな具体的な事業もさることながら、やはり連携をとっていった情報交換をする、あるいは出会いの場をつくっていくということを積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、ほかの民間団体とも協力してというお話があったわけですが、ほかの町においても結構そういう団体を結婚推進登録団体という形で位置づけて、そういう団体に補助金といいますか、支援金を支給している自治体もあるようですけれども、その辺のそういう、支援していただける団体と協力いただくことに対しての、いろんな事業をやっていたわけですが、パーティーだとか啓発活動とか、そういうことに対する補助金を出すというふうな考え方はございませんか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

現在、町民課のほうで推進事業をやっておるんですけれども、かみ恋交流会という団体、町内の独身の男女でつくっているものがあります。ここには20万円出資して、そこで団体として活動して、交流会とかそういうものを作って活動していただいているという状況にあります。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今後、こういう支援団体といいますか、支援していただく団体がふえていけば、そういうところも支援金を支給する団体に含める考えはございますか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、農協あるいは商工会、あるいは農業委員会、こういったところとの連携を密にしてやっていきたいと思っております。これは支援をするということでは、私はないと思っております。これは農家の方々も商店の方々も同じ問題を抱えているわけですね。これは人ごとではないわけです。頼まれて、支援金をもらわなければやらな

いということでは私はないんだと思います。ですから、これはお互いに情報を交換しながら、知恵を出し合いながら、そして一緒に取り組んでいくと、こっちがお願いするとかお願いされるということではなくて、一緒にやっぱりパートナーとして取り組んでいくというふうなことが重要だろうというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 当然、各団体にとっても重要な問題でありますから、後継者という意味ではそうだと思いますけれども、それにしても、いろいろ行政にとっても非常に大事な事業というか、大事なことだと思うので、それなりの応援も必要なのではないかと僕は考えます。

また、今、いろんな、さっきの質問の中にもありましたけれども、個人的にボランティアでもいろんな団体で結婚相談員とか結婚推進員という形で町で委嘱して、そういう方々に活動していただく。これは本当になかなか、世話好きじゃないとできない活動だとは思いますが、そういう団体、さっきは団体のお話ししましたけれども、個人においてもそういう方を公募なり募集、自薦・他薦も含めてそういう方を委嘱して進めるという考え方はどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） いろいろな町が、推進員という形で委嘱しているところもございます。近くでは、美里町が20人以内という形で進めているところがあるんですけども、どうしても個人の内情に入っていくような形がありますので、推進員の方々もそのところを悩んでいる部分があると。いろいろな個人的な独身の男女の方々のいろんな悩みとかがありまして、そういう、どちらかという知り合いの方々にそういうお話し合いとかというのはなかなかしづらいところがありますので、今、うちのほうでやっている青年交流センターなんですけれども、そちらのほうに気軽に話し合いに出向いていろいろ相談している状況にありますので、今のところ、それをもうちょっと広げて数をやっていくのがいいのかなというふうには、現在、考えているところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） そうしますと、今、臨時職員の方お1人で推進しているわけでありまして、この辺の相談員を、臨時職員の方を含めて、ふやして、より多く相談に応じるという方向で進めるということでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 現在、推進員の方1人、委嘱しておりますけれども、うちのほうの係、おります。私もその所長ということで任命を受けていまして、直接、私が相談を受けるわ

けではないんですけれども、うちのほうの職員も随時行きましていろいろ相談しているという状況ですので、極端に推進員をふやして、顔見知りの方がいて相談できなくなるという状況はできるだけ避けたいというふうに現在、思っていますので、今のままでちょっと様子を見ながら、利用者が減るとかそういうことであればいろいろ考えなければいけないと思うんですけれども、200人以上の方々が随時出入りして相談しているという状況にありますので、それをもうちょっと見守っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、結婚したいけれどもなかなかできないというか、出会う機会がないとかという方に対して、登録制をとっているんでしょうか。登録制をとっているとすれば、今、登録されている人数どれくらいあるのか。また、さっき町長から9組結婚できたというお話があったわけですが、この9組は累計なのか。去年のあれだと決算審査のときに2人というふうに記憶しておりますけれども、この辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えします。

登録制はとっておりません。随時、どなたでも相談に来ていただくような窓口を広げております。それから、9組ということですが、これは平成15年からの総計でありまして、2組というのは平成23年度になっております。それから、カップルのほうなんですけれども、カップルはイベントで今まで98組ほど誕生はしております。ところが、なかなか成婚まではいかないというのが現状だというふうに思っています。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今までやってきた事業、これからやろうとしている大体の概要はわかったわけですが、1つは、いろいろやっても昨年、平成23年度で2組という形で、予算的にもパーティーをやる予算も20万円ほどというふうに、決算書ではそう記憶していますけれども、この辺の、今、テレビなんかでも街コンだとかいろんな合コンだとかという形でいっぱいやっていますけれども、この辺の出会いの機会をもっともっとふやすために、この辺の予算的な措置を増額するお考えはないのかどうか、回数をふやすためにですね。この辺はどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） さまざまなことをこれは検討していかなければならないと思っています。必ずしもこれは町が主体的にやるべきこととも言い得ない部分もございます。今、町民提案型

まちづくり事業というものも行っております。町民がさまざまなアイデアを出し、町の活性化のために事業に取り組んでいくということで、先般、ジャズコンサート、これは商工青年部の方々ですね、それから、ボランティア友の会のほうで、被災されて加美町にお住まいの方々を招いての交流会等を開催いたしました。やっぱり、こういった町民が主体になって、そして町も財政的な面あるいは人的な面でサポートをしながら地域の課題を解決していくという、この協働のまちづくりという考え方も私は非常に重要だと思っております。まさにこの結婚問題というものは大きな課題ですので、やはり地域の方々のアイデアなりやる気なり、そういったものを引き出しながら、さまざまなメニューを行政としても考えながら、これは取り組んでいきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 町民の自発的などといいますか、協働でというお話はよくわかるんですけども、まず、そこまで完全に行くまでに、町として、これはやっぱり町の、合併してから人口も減っています子供たちも相当減少しているという、この状況を見ますと、やっぱり町がもっともっと本気になって取りかからないといけないことではないのかなというふうに思いますので、まず、協働のまちづくりが軌道に乗るまでも行政が主導してそういう協働のまちづくりを推進するという意味からも、現段階ではもっともっと町が予算も含めて、人的な配置も含めて強化すべきだと僕は思います。

最後にもう1点、これもどこかの町でやっていたことですが、民間の結婚相談所に入会するときの入会金を補助するというようなことをやっている町もあるみたいですが、この辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

民間のそういう結婚相談所を利用したいということで補助金ということだと思うんですけども、加美町には結婚相談の会社というか、民間会社はありませんし、ちょっと調べていないんですけども、古川、大崎市も多分ないのかなというふうに思っております。仙台市のほうに行けば多々あると思うんですけども、その部分に対して補助金というか、それは現在のところ、個人的という言い方ちょっと違うと思うんですけども、そういう人たち個人に補助金を出して結婚を推進してくださいというよりは、出会いの場をもっともっと、町長が言ったように農協なり商工会共同で、そういうふうな出会いの場をもっともっと多くできるように考えていければ、そっちのほうがいいのかなというふうに現在は考えております。以上でござ

います。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 結婚相談所については、地元とか県内とかと限ることなく、全国からいろんな、お嫁さんといえますか、来ていただくという観点から考えれば、どこでもということもあり得ると思いますので、その辺ももう少し視野を広げた形での取り組みもできればなというふうに思います。

次に移りたいと思います。農山村での再生可能エネルギーの生産について伺います。

ことしの7月より再生可能エネルギーの固定買い取り制度が始まったわけでありませけれども、再生可能エネルギーの資源が豊富な農山村に期待と混乱が生じているという記事が全国農業新聞に載っておりました。混乱の部分では、買い取り価格が当初3年間は電気事業者の利益に配慮するとされているため、今、全国で駆け込み的に事業計画が持ち上がって土地の賃借料が数倍にはね上がったところがあったり、農地の賃借料の格差で地域にあつれきが生じているというものでありました。また、営業を停止している牧場の農振農地34ヘクタールの転用を求める動きが出たりしているということもあったようであります。

その一方、ソーラーパネルの改良が進み、稲作や畑作物、果樹、被覆作物のタマリユウなどの生産農家が、農作業と生育に支障がないように、支柱を高くして、一定の日照量が確保できる形で農地の上にソーラーパネルを設置する動きが各地で相次いでいるようであります。パネルの間隔をあけて一定の日照量が確保され、機械による農作業にも支障がないため、農地転用は不要との判断であったようではありますが、全国各地で同様の動きが見られるということですが、我が町においてこのような状況があるのかどうか、また、このような動きに対しての見解をお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 我が町にも、民間業者が太陽光パネルを設置したいというふうな話は来てはおります。具体的に進んでいる案件はございません。この場所、農地だけを貸すということは、私はそういう自然エネルギーの取り組みはすべきではないというふうに考えております。これは地域に何のメリットもないんですね。これによって雇用が生み出せるわけでもございません。若干の地代が地権者に入るという程度でございます。ですから、はやりに乗って安易にそういった事業に取り組むのはいかがなものかというふうに思っています。

現在、町では東北大の新妻先生にお願いをして、今年度、自然エネルギーを活用するための調査を行っております。きちっとやはり調査をした上で、加美町の資源、山林もそうです。そ



れから、もちろん小水力発電ということもこれは可能でしょう。太陽光ということも可能でしょう。さまざまな可能性を調査をし、そして、やはり地域に、私いつも言っていますが、善意と資源とお金が循環するような、そんな仕組みづくりをしていかなければ、単に大手の業者が来て、設置をして、利益は吸い上げられるというふうな構造になってしまうと思いますので、そういったことは避けたいというふうに思っております。主体的に町が、やはりこれはやっていくということが大事だろうと。もちろん、民間のご協力はこれはいただくことにはいろんな形にはなるだろうと思いますけれども、やはり町が主体性を持って取り組むということが大事だと思っております。

また、いろいろと農地等のかかわり等がありますが、こちらのほうに関しましては農業委員会のほうから答えていただければというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（兎原伸一君） 一條 寛議員からの質問に農業委員会の立場としてお答え申し上げます。

昨年の3・11の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故以来、太陽光発電など再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によって、これまで見向きもしなかった空き地などが太陽光パネル設置に利用されるようになってきております。農地の積極的利用を求める声もあると思いますが、農地を農地以外のものにするためには、農地法第4条あるいは第5条の規定による農地転用許可を受けなければなりません。2ヘクタール以下については農業委員会の許可になりますが、2ヘクタール以上は宮城県知事の許可、そしてまた、4ヘクタールを超える場合は大臣許可が必要になります。

農地転用許可の可否は、立地基準と一般基準により判断されております。再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、立地基準で市街地の区域である第3種農地については許可できるというふうになっております。市街化が見込まれる区域の第2種農地では、周辺の他の土地を供することができない場合には許可できるとなっておりますが、10ヘクタール以上の規模の一団の農地、その他の良好な営農条件を備えている第1種農地については、原則として許可できないとなっております。不許可の例外としては、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されているものというふうに規定されておりますが、太陽光パネルは日常生活上、必要な施設には該当いたしません。そのわけとしては、電力会社は電気事業法第18条の規定により、電気の供給義務があり、個人が太陽光パネルで発電しない場合でも電気は供給されるものというふうな考

え方によるものであります。

一般基準では、確実に転用事業に供されるか周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないかを審査して許可いたしております。

以上、農地法上の考え方といたしましては、集団農地、優良農地の第1種農地では許可はせず、第2種農地、第3種農地へ設置するよう指導を行っております。

農山村、農林業と調和を図っていきたいというふうにも考えております。しかし、昨今のエネルギー事情もありますので、再生可能エネルギー施設による転用申請を第1種農地にしたいという旨の協議があった場合には、東北農政局あるいは県とも相談しながら慎重に判断していきたいというふうにも考えております。以上であります。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 農林業の健全な発展と再生可能エネルギーの促進が調和できることが絶対条件だと思うんですが、さっきの質問の後段にもあったように、農地を転用することなく、下を農地として利用しながらその農地の上で発電をするという、農家にとっては両方から収入が得られるということは、そういうことは非常に農家にとっては有利なことではないのかなど。全国農業新聞に載っていた例では、ある地域では稲作においては大体、収量で8割、食味で8割、要するに2割減ということみたいですが、それほどぐんと落ちるわけではないと。そして、太陽光設置の事業費は、約10年間で償却できると。10キロワット以上の売電は、10キロワット以上の場合は20年間の固定買い取り制度になっているわけですので、10年で設備費が回収できて、10年以降は、11年目以降は全部収入になるというような記事でありました。こういう動きがいろんなところで進んでいるということでもありますけれども、やっぱり作物と電気と両方が生産できると、こういう状況は、かなり東北、これは三重県での話でありますから、東北、雪もありますのでどの辺まで進むかわからないですけれども、この辺の農作物と電気生産が両立できるというような、これは特別許可要件ではないので農業委員会にかかることもないんだと思いますけれども、ただ、いずれにしても相談はあると思うんですけれども、こういう事業をやりたいというときは。そんなときはどんなふうに対応されるかお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大類恭一君） 農業委員会事務局長、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、農作業に支障のないような形でメガソーラーパネルを設置してその下で農作物をつくるという、よく言われるのが、日照を必要としない農作物をつくるケースと

というのが新聞紙上にも載っておりました。当町といたしましてそういうケースが今後出ることはあるかどうかやはり判断していかなくてはいけないと思うんですが、出てきた場合、やはり周辺の農地への影響とか、原則、農地法というものに照らし合わせながら、県とも相談しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、年間の電力売り上げ価格というのは約16兆円だそうであります。今現在、農村でかどうかわからないですけれども、再生可能エネルギーとして今、売電されている量は、1,900億円という状況なそうであります。これを再生可能エネルギーの10%にした場合、1兆6,000億円の、全部農村・漁村でやった場合ですけれども、その地域での収入になると。20%に上げた場合、3兆2,000億円という額になるわけです。米の年間産出額というのが1兆8,000億円だそうありますので、いかにこの太陽光発電での売電収入が、今後、これを推進していった場合、農村地域における収入源になるかということが言えるのではないかと思います。これが農地転用なく、農業と両立できるという形でできればこんなにいいことはないのではないかなと、全て計画どおりいけばということですが、そんなふうにも思います。

こんな事業を推進するために、政府が考えている農村・漁村における再生エネルギー発電法案というのが国会に出ていたわけですが、まだ成立はしていないと思うんですが、これが成立しますと、次の政権でどうなるかわかりませんが、その中に、その法案では市町村の計画の下で推進するという文言になっているみたいですが、この辺の、この法案が成立し、市町村でそういう計画を立てると、仮の話ですが、いろんな許認可がワンストップでできるという形になるみたいですが、この辺のことについての情報とか今後の展開の予測とか、もしご存じでしたらお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大類恭一君） 農業委員会事務局長、お答えいたします。

国のほうで、農山漁村に対して再生可能エネルギー電気の発電を促進する法律案というのを現在、進めているようでございまして、まだ法的には成立していないという内容の中で、私のほうで理解している内容をお答えいたしますと、市町村が。その前に、前段として、国が基本方針を策定しまして、町がその中で基本計画を作成すると。その中で、動いている計画にしまして、町が承認をしたケースに関しては農地法等の手續を簡略化すると。第3条による許可とかその辺の手續を簡素化しますというような形の法律案というふうに理解しております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（一條 光君） 一條 寛君の質問をここで一旦終了いたします。

通告3番、一條 寛君の一般質問を続けます。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 午前中に引き続き、選挙管理委員長に対する質問を続けさせていただきます。

期日前投票の改善について伺います。

期日前投票を行うには、職員の面前で宣誓書に住所、氏名、投票日当日行けない理由を記入する必要があるわけでありますが、緊張するとか視線が気になるなどの声もあります。また、期日前投票所の混雑を少なくするため、また、投票率アップのために、投票所入場券の裏側に宣誓書記入欄を設け、事前に記入し、安心して期日前投票ができるようにしたほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（早坂信一君） 選挙管理委員会の早坂でございます。一條 寛議員さんの期日前投票の改善策について答弁いたします。

ご存じのとおり、第46回衆議院議員選挙が昨日公示され、本日から期日前投票が始まっております。期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく、投票用紙を直接、投票箱に入れることができる仕組みであります。投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの事由が見込まれる方が該当となりますが、大分周知がされてきておりまして、昨年8月の町長選挙におきましては、投票者総数の25%を超える方々が期日前投票を行っているという状況でございます。期日前投票の手続は、不在者投票と同じく、一定の事由に該当すると見込まれ、それが真実であることを誓う宣誓書に記入をいただくことになっております。この点について、選挙人の方々からもっと簡単にならないのかというご意見をいただきますが、現行制度上、宣誓書は必要となるものでございます。

投票所入場券の裏面に印刷してはということですが、調べてみますと県内では確認できませんでした。県外では入場券の裏側に印刷している市町村もあるようですが、まだまだ少ないようでございます。事前に記入してくることで期日前投票所での手続が早くなるのが考えられますが、宣誓書は、本人に記入をいただくものであります。この点についての疑義が生じることも考えられます。こういう点などを整理しながら、宮城県選挙管理委員会の助言等

もいただきまして、投票率の向上に向けた改善等について検討してまいりたいと思います。よろしくご理解のほどをお願いして、私からの答弁といたします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、委員長からも答弁あったように、ほかの町でも結構今、やっているところがありますし、徐々にふえているのも実情のようであります。いろいろ自宅で書いてくることによる、それが真実かどうか、本人が書いたのかどうかという疑念が生じるというようなお話もあったわけですが、ただ、ほかでやっているということは、公職選挙法上、入場券の裏側に印刷してやっても公職選挙法に触れるというわけではないというわけですね。その辺、まず1点。

○議長（一條 光君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 書記長、お答えさせていただきます。

公職選挙法に触れるかということなんですけれども、施行令というんですか、公職選挙法においてはそれが申請であることを誓う申請書なので、自分で書くということを認めるということで、自分で申請をしていただく形になるので、それは事前に入場券の裏に宣誓書を印刷したものに自分で書いていただいて、それを選挙の期日前の投票所のほうに提出していただくということで認めているということでございます。よろしいですか。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） いろいろこれから県とも相談しながらということではありますけれども、結局、今、答弁にはなかったんですけれども、費用がかかるからこれができないということではないわけですね。いろいろ、ほかの町での質問なんかに対してお金がかかるという部分でできない理由を挙げている町もあるわけですが、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 書記長、お答えさせていただきます。

議員から提案あった入場券の裏に印刷する方式ですと、入場券は印刷代、ただし、入場券を開いていただくとわかるんですけれども、紙面が余っています。紙面というか、折り畳んだところの。ですから、そこに印刷して出す分には、費用についてはかからないというふうにこちらでは判断をしておりますので、そんなふうになると思います。

あと、加えて今、期日前投票においては、申請においては今、議員から提案いただいた方法と、今、インターネットが発達していますので、もう選管のホームページのほうにダウンロードできる申請書がありまして、それを事前に自宅等で書いてきていただいて投票所のほうに持

ってくる方法もやっているところがあります。それから、申請書においても議員がおっしゃっている様式を簡略化しているところもありまして、今、いろいろな用語を書く欄があるんですけども、それらを○だけつけるところの申請書でやっているところもございます。

あと、入場券にバーコードが入力されていまして、それで、バーコードを読み込むと、その人の住所・氏名・年齢、それから、今言った○だけ書き込むだけの作業でそのままいけるというパターンがあります。最後に言ったのはやはりバーコードがあるのでそこは費用がかかるというところで、その辺は費用対効果を見て進めることが必要だと思います。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） パソコンからダウンロードできる方法もあるということで、これを採用されている町も結構あるみたいですけども、この辺は加美町としてはそれを採用するという考え方はまだ持っていないのでしょうか。

○議長（一條 光君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

先ほど委員長からの発言があったんですけども、これは宮城県の選挙管理委員会からの指導を仰いで進めるということになりますので、県内ではまだ実施しているところは今のところ、ないんですね。それで、県外では、全国的には進んでいるところもあるので、こういう言い方は失礼なんですけれども、宮城県の選挙管理委員会の考え方なので、ちょっとおくられているところもちょっとあると思いますので、改革が進んでいないところもあるので、それは町も指導機関を仰ぎながら改革を進めていきたいというふうには、現在、委員会でも検討しております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 大体わかりましたけれども、期日前投票に来られる方は、若い方も結構多いんだと思いますけれども、1つは身体が不自由だったり高齢者だったりという形で、書くことも結構厳しいという方もあるわけでありまして、こういう方々にやっぱり選挙に来ることが苦しくないような形を、本当に楽しく選挙に来れるような体制をとっていただきたいことをお願いして終わります。どうもありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして2点質問いたします。

最初に、男女共同参画の推進について。

加美町総合計画には「住民と行政の協働による自立するまち」を施策の大綱に掲げてあります。目標達成に向けた施策の1つに「男女共同参画の推進」とありますが、関連して次の2点について質問いたします。

1、主に子育て、就業、介護における加美町の現状と課題について。

2、男女共同参画の推進に向けた事業の進捗状況と今後の展望について。また、加美町役場及び町内企業における女性の管理職への登用状況と今後の目標値についてお尋ねいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 答弁をさせていただきます前に、きょうは民生委員の方々が多く訪れていらっしゃいまして、日ごろ、民生の安定にご協力を賜っておりますことに深くこの場をおかりして御礼を申し上げたいと思います。

伊藤由子議員のご質問、男性の家事、育児、介護の時間は、女性と比べると著しく短いと。今、私、そのグラフを見ても、確かに日本は大分時間が短いんだなということを改めて思ったわけでありますけれども。

加美町の現状はどうなっているのかと、そして、課題はどうかというふうなご質問でございました。やはり、どうしてもいまだに男性は仕事、女性は家庭といった男女の固定的な性別の役割分担意識というものが日本には強くあるのだろうというふうには思います。現在もさまざまな制度、習慣、慣習、しきたりなどにそういった固定的な性別役割分担意識というものが見られるというふうに感じております。こういった一つの固定観念というものがあるというふうに理解しておりますし、また、長時間の労働といった仕事のあり方、仕事の仕方、なかなかライフアンドワークバランスといえますか、これがとりにくい社会であるということもまた事実であろうというふうに思います。そういった中で、男女共同参画がなかなか進まないというものが基本的にあるんだろうというふうに思っております。

町民アンケート調査の結果を見ますと、学校教育につきましては男女の地位が平等になっていると考えている人が多いようですが、家庭教育、職場、社会通念、しきたり、政策を決定する場等々については平等ではないというふうに考えている方が多いという結果になっています。特に、社会通念、しきたりに関しましては、町民の4分の3が平等ではないというふうに感じていることが町民アンケートの結果からわかります。

また、町民アンケートの結果を見ますと、夫婦による日常的な役割分担では、家事全般につ

いては妻が中心に行っているというご家庭が9割を超えております。子供の世話につきましては、夫婦同程度行っているという回答が2割前後でございます。ですから、まだまだこの性別役割分担意識というものは根強く残っているんだなということが、アンケートの結果から読み取れます。

次世代を担う子供たちを健やかに産み、育てながら、男女が共に安心して仕事や社会活動を行うためには、男女が共同で家庭での役割と責任を担うとともに、社会全体で子供、子育てに取り組むということが必要だと感じております。

また、介護についてでございます。介護制度の改正によりまして、これまでの介護は家族、特に妻や嫁が行うという考え方に多少の変化が見られているというふうには思いますが、依然としてやはり介護は女性の大きな負担になっているというのも事実でございます。女性のみはこの介護の負担が集中しないように、高齢者や障害者のための施設、そして介護事業などの支援体制を整備をしていく。それとともに、男女がともに協力して支え合っていける、そんな関係づくり、社会づくり、こういったものも取り組んでいかなければならないというふうに思っております。また、女性の方が社会に出ても働きながら男性・女性ともに介護できるような、そういった支援対策、福祉サービスの向上に取り組むということも非常にこれは重要であるというふうに考えております。

2番目のご質問でございます。

男女共同参画の推進に向けた事業の進捗状況、今後の展望、そして、加美町役場内の管理職への登用、あるいは町内の企業はどうなっているのかということも含めてお答えをさせていただきます。

町では、平成19年の3月に男女共同参画プランを策定いたしました。このプランに基づきまして男女共同参画の推進を着実に進めているところでございます。

毎年、男女共同参画推進状況調査を実施しております。この調査では、104の事業について各課の担当がそれぞれの施策の取り組みについて1次評価、これは自己評価でございます。担当の自己評価。そして、企画財政課が1次評価に基づく2次評価というものを行っております。さらに、外部評価として、1次・2次評価の結果を踏まえ、男女共同参画推進委員からの意見をもとに基本課題ごとに取りまとめております。平成23年度の進捗状況、内部評価の結果によれば、ほぼ計画どおりに達成できたと評価できた事業は60事業で全体の57.7%でございます。残念ながら、平成22年度の66.3%を若干下回る結果とはなりました。

また、この政策、方針決定の場に男女が平等に参画をするということが男女共同参画社会の



基本の1つでございます。現在、企業、団体、行政、地域等々で活躍する女性がふえてはいますけれども、依然として政策や方針、決定、これは行政のみならず、民間におきましても参画する女性の比率は低いままでございます。

本町におきまして、各審議会等への女性の登用については、委員総数455人のうち女性委員の数は144人、登用率は31.6%となっております。目標値は40%でございますので、まだ40%には達していないということでございます。

また、分野によってもかなり偏りがございます。福祉分野のように女性の委員の割合がかなり高いというものもある一方で、防災とかあるいは建設分野への女性登用の割合というのはやはり低くなっております。

また、28の審議会のうちの3つの審議会等には女性委員がないという状況もございます。こういった状況を踏まえまして、町政のさまざまな分野に女性の意見を反映させることができるように男女比率に配慮いたしまして審議会・委員会などの委員の委嘱を行ってまいりたいと考えております。

町職につきましては、294人のうち女性の占める割合が41.2%でございますが、管理職の占める割合は28.1%でございます。目標値は25%ですので、目標値は上回っているということでもあります。

ちなみに、参考までに申し添えますが、現在、町で商店街にぎわいづくり委員会というものを行っております。これは既定の意思決定とは違って市民に委ねるという形で進めている新しい形でありますけれども、ここには女性が31%参加をしておりますし、「新たな公共」と言われている市民活動、この市民活動スタートアップ講座には47.1%の方、17人のうち8人が女性、9人が男性。女性が8人ということになっておりますので、市民活動に関しましては男女共同参画がうまく進みつつあるのかなというふうに理解をしております。

また、企業の女性管理職の登用状況でございます。町内企業5社を抽出して調べてみましたところ、課長等の女性管理職がいる企業は5社中2社、人数にして3人ございました。管理職の登用に関して男女の区別や特例的な女性枠のようなものがあるのかということについては、そういったことは行っていないと、女性管理職を何人にするかといった数値的な目標も示していないというふうなことでございました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、いろいろ状況と課題等について答弁いただきました。

再質問として、平成23年度の加美町男女共同参画プランを見せていただきました。その進捗

状況の評価を見ますと、地域における子育て支援の充実、3番目に要介護者のいる家庭への支援の充実が◎で70%以上は達成されたとありましたが、具体的な支援策、評価の根拠となっている具体的な支援策にはどんなものがあるのか、よかったら担当のほうからでも答えていただけたらと思います。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（高橋ちえ子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

計画の中で、加美町共同参画の実現ということで、基本課題に地域における子育て支援の充実ということがございます。その事業の内容といたしましては、保育サービスの充実、それから子育て支援サービス等の内容がございます。これに対する取り組みが100%というふうなことでございますので、その具体的な内容につきましては、保育サービスの充実ということにつきましては、核家族や共働きの家庭がふえておりますので、保育サービスの需要が高くなってきております。それらに対応するために、保育所、それからこども園では開所時間を午前7時から午後8時までとしております。これは平成23年度から行っております。また、一時預かりの保育を実施し、それぞれの仕事の都合や家庭状況に対応することができるよう保育サービスの整備を行っております。

それから、子育て支援サービスの充実といたしましては、家庭で保育をしている方につきまして、各地区の子育て支援センター4カ所を設けております。そこで子育て広場を実施しております。地区の民生委員の方々や子育てボランティアのご協力をいただきながら、子育ての相談をできる場として活用させていただいております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

介護に関することですが、介護は男女が共同で担うという、男性の意識の関係とか、それから介護の方法の習得というようなことを男女共同参画でうたっております。実際、加美町におきましても、主な介護者は依然として女性の方が多く、また、介護の現場からは、高齢者だけの世帯や、親と息子との3人暮らしで親が要介護状態になったときに自宅での介護が困難なのでどうしたらよいのかと、こういったご相談もふえております。

その中で、やはり町では、介護サービスの充実とあわせて、家庭内における介護は、男性はもちろん、家族全員でかかわっていくことが大切だと考えております。そのため、地域包括支援センターを核としまして、介護者を対象とした事業や介護に関心のある人を対象にした事業をいろいろ展開しております。幾つかご紹介させていただきます。

まず、第1点が、介護する人のための教室ということで、これは実際、介護する人、あるいは現在は介護に携わっていない方、こういった方々を対象にした事業でございまして、昨年は6回ほど開催しております。延べ101人の方がこの教室に参加しております、そのうち、男性の方の参加が17人と、パーセントで言うと17%になっております。

そのほかに、社会福祉協議会のほうに委託して行っている家族介護者交流事業、交流会、これは年4回、実際介護されている家族の方々を対象として交流会を開催しているわけですが、これは延べ174人の方が参加しておりますが、そのうち男性の方、実際介護されている男性の方が34人ということで19.5%になっております。

このほかにも、昨年度は小学生を対象にしまして、小学生のころから認知症についての正しい理解を深めていただきながら、将来、サポーターになっていただきたいという思いを込めまして、認知症サポーター養成講座等を開催しております。これは、町内の小学校を対象に5回ほど開催させていただきまして194人の児童さんが参加されたわけですが、この中には男性の児童が84人ということで、43%の男子児童が参加されているという状況でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 支援の実態について答弁いただきました。いろんな啓発とか意識づけ、支援というものを含めて、たくさん加美町では展開されているわけなんです、啓発を待たなくても現実的に男性が配偶者である女性を介護せざるを得ないという場面にも遭遇して、そこから初めて介護・家事にタッチするという人も出てきているかと思えます。

ちょっと関連して、2012年に男女共同参画白書が発表されました。それに、先ほど町長も触れていただきましたが、例えば家事・育児における日本の男性がどれくらいタッチしているか、かかわっているかというグラフが世界的なレベルで比較されておりました。もちろん、文化・風土を抜きにして比較されたものです。大まかなものと捉えていただければと思いますが、水色が家事に費やす時間、オレンジが育児に費やす時間となっています。日本は全体的に、アメリカとかドイツとかスウェーデンとかノルウェーに比較して、家事に費やす時間は3分の1、それから、育児に費やす時間は最も低くて、諸外国も高いとは言えない数字になっているんですが、日本は30分。30分、育児に費やす。6歳未満のいる家庭をアンケートで実態調査した結果というふうになっていますので、いろんな大まかな数字かと思えますが、諸外国では、アメリカは1時間、イギリスも1時間、フランスがちょっと、40分となっているんですが、ほかのところは1時間前後なのに比較して日本は30分程度となっています。耳の痛い方もいるのではないかと思います、例えば、こういったことを少しでも変えていく。深刻な少子・高齢化にな

っているのはどこも、加美町も例外ではないですし、日本全体がそうなっているわけで、男性も女性もともに子育てと仕事ができるように、参画できるような社会の実現が、実現していくためのこれは大きな課題かと思うんですが。

足元の我が町では、では、家事・育児についてどんな状況なのかちょっとお伺いしたいんですが、例えば加美町役場では、育児休暇とか介護休暇がとりやすい環境にあるのかどうか。実際、育児休暇をとった男性が加美町職員に実際何人くらいいらっしゃるのか、その実態についてお伺いしたいんですが。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

最初に、育児休業ということで、当然、女性の方なんですけれども、平成23年度の実績でお答えさせていただきます。お二人おりました。育児休業ですね。それは1歳までなんですけれども。

それから、男性に関してのご質問なんですけれども、最初に、職員が特別休暇として認められているところにつきましてなんですけれども、職員が生後1歳に達しない子供を育てる場合、1日1時間、それから、2回に分ける場合は1日30分、2回とれるんですけれども、その利用者はゼロでございました。

それから、職員の妻の出産に伴いまして、勤務しないことが適当と認められる場合ということで、2日間、認められております。その中で、実績といたしましては、もちろん男性なんですけれども1人、実績としてはございました。

それから、職員の妻が出産する場合、当該の出産に係るお子様、それから、小学校の就学に達するまでの子供さんの養育する場合、5日間認められておりまして、その実績はゼロでございます。それから、職員の、小学校就学まで係る健康診断とか予防接種を受けられる場合、休暇が認められておりまして、対象者が6人のうち男性1人、実績としてはございました。

それから、同じく、小学校の就学に達するまでの、養育する職員、それから、その子の介護として、5日間以内で、必要期間認められているんですけれども、対象者は16人、職員の中にいたんですけれども、うち男性8人が期間を使って休んでいただいたという実績でございました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 育児休業をとっている人は、男性としてはいなかったと。育児休暇をとりやすい環境にあるかどうかという点については、まだまだそういった環境にはないんだとい

う現状がうかがわれたわけなんです、ぜひ今後とも、育児休暇をとった人が加美町の職員にいたんだってなんていうことがニュースになるということがそもそもおかしいというか、珍しいこととして取り上げられてしまうというのちょっと残念なので、大勢の人が育児休暇をとったり介護休暇をとれるような環境になっていくことを望みます。

2番に関連して、2003年に国連の女性差別撤廃委員会、日本は2020年までにあらゆる政策決定の場に女性が30%いるようにすると約束、宣言しております。でも、これを引用するまでもなく、2012年、昨年3月11日の東日本大震災の体験から、防災会議委員には女性枠を拡大するようにと日本でも防災基本計画の総則でうたっています。県レベルでいうと、宮城県でも49人防災委員がいる中で、女性はたった1人です。岩手も57人中、1人です。秋田は54人中2人、山形は50人中2人というふうになってはいますが、加美町の防災委員に女性枠があるのかどうか、今後どういうふうを考えているのかをお伺いします。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

ただいま防災会議委員の女性の登用ということで質問いただきました。それで、防災計画、災害対策を定めるに当たりまして、国で防災基本計画がございます。それで、この防災基本計画につきましては、昨年の12月に一部修正がございまして、その中で男女共同参画の視点に配慮して防災計画を定めなさいといったような修正がされております。

それで、こういった修正に基づきまして、ことしの9月の定例会におきまして、加美町の防災会議条例の一部改正を行わせていただきました。その中で、新しく委員といたしまして、自主防災組織を構成する者、または学識経験を有する者、この中から、町長が任命する者として3人の委員を追加するという改正がございました。この委員の3人の中には、自主防災組織の代表者、それから、女性の代表者の方も選任ができるという内容になっております。したがって、この委員3人の選任に当たりましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、さまざまな分野の中から審議会等に女性の委員も配慮して委嘱していきたいという答弁をさせていただきましたので、町といたしましても、現在、地域、町の防災計画を策定しておりまして、それで、来年の2月ごろには現在の中間報告という形で防災会議を開催する予定になっておりますので、その前に、その3人の委員の中に女性の方の登用も含めて防災会議に臨んでいきたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、期待しております。

では、同じく2番に関連して管理職登用状況なんですけど、答弁にもあったように、既に加美町は目標を達成しているという話でした。64人中18人が管理職になっていて平成24年度は28.1%なんだというようなことでしたが、これは確かに宮城県内においてもトップで、加美町が28.1%、気仙沼市が26.5%、柴田町が26.1%、川崎町が25.0%、栗原市が23.6%ということで、トップには確かにありました。でも、これ甘んじることなく目標は高く掲げていくべきだと思いますが、今後の方針を伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） できるだけ女性の管理職をふやしていきたいと思っております。さまざまな経験を女性職員にも積んでいただいて、管理職としての資質を身につけていただきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 提案といいますか、状況とか実態を広報紙などのコーナーを設けて連載していくことはどうかと思います。というのは、そういった優秀な企業も加美町にはいるということを知っておりますので、そういった実態とか情報を逐次載せていくことで、また考え方や意識づけにもなるのではないかと思います。それで、参考なんですけど、東京都豊島区では、ワークライフバランス推進事業というのがあって、取り組み事例というのがあるんですけども、その中で、推進している優秀な企業には、認定制度を設けて認定マークを上げたりして紹介しているんですね。その中の認定条件の項目に、企業なんですけど、セクシャルハラスメント対策は十分かとか女性の採用拡大はどうか、それから、女性の管理職増加の取り組みについて、それから、ボランティアとか地域活動のための休暇制度があるか等々の幾つかの項目を挙げて企業を評価し、そういった男女平等参画社会、そういったことを目指して、町全体でというか、地域全体で取り組んでいくという例もありますので、ぜひ参考にさせていただけたらと思います。

次に、大きな2つ目の質問に移ります。

加美町立小中学校再編の基本方針に基づいて進められています小学校の再編に関して、以下の4点について伺います。

1つは、保護者、これは未就学児や在学児童を含めた保護者なんですけど、及び、地区民を対象とした説明会の後における教育委員会の取り組みについて。2は、統廃合に対する不安解消に向けた基本的な対策について。3つ目が、統廃合に伴い、通学環境等の整備が必要になると思われるが、具体的にどのようなことを整備していくのか。4つ目が、地域コミュニティの核である学校施設がなくなる地区への地域づくりの支援策について。4点についてお願いします。

す。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） それでは、小学校の統廃合ということについて、4点についてお答えをいたします。

まず、1点目の説明会後における教育委員会の取り組みについてという点でございますが、先日の全員協議会、ここでもご説明申し上げましたが、5月から6月にかけて、3小学校区の保護者、これは未就学児も含まれます。そして住民を対象に、説明会を開催しました。そこで、方針としまして、上多田川小学校は広原小学校に、それから鹿原小学校は東小野田小学校に、旭小学校は宮崎小学校に統合すると。そしてまた、その時期については平成27年の4月までとすると。なお、統廃合については住民の理解を十分に得た上でというこの3点ですね、これを説明申し上げました。

そして、この説明会で、3学区それぞれ意見等の違い、それから統廃合に向けての温度差の違いというふうなこと、そして、前向きな学区もあれば反対の意見の多い学区もあったというふうなことでございます。この説明会の各学区の状況について、教育委員会、そしてまた町長へ報告し、町長部局とも打ち合わせを行い、今後の進め方などを検討してきました。

そこで、その後の取り組みということですが、上多田川小学校区は統合に前向きの意見が多く出されました。それによって、10月30日、保護者、そして住民を対象にした懇談会を開催し、統合に向けた話し合いを持って、統合の時期を平成26年4月として、通学の諸問題、それからまた、準備期間での交流の活動、また、跡地利用というふうなところを説明しまして、不安に思っていること、また、要望等を伺いました。

それから、鹿原小学校区は説明会では反対の意見が多く、PTAの役員による独自の検討委員会を立ち上げて意見をまとめるということで、この意見が10月23日、鹿原小学校再編に係る検討委員会としての意見として教育委員会に提出されました。この委員会での独自のアンケート調査結果などをまとめたものですが、ほとんどが学校統合に反対するものでした。

また、旭小学校につきましては、統合に反対の意見が多く寄せられましたが、10月31日に保護者と行政区長を対象に懇談会を開催し、賛成者の意見をできるだけ引き出すというふうな形で話し合いを行いました。

この結果から、上多田川小学校はおおむね理解をいただいたということで、統合に向けて進めるとして、11月20日開催の教育委員会の定例会において、議案として加美町立上多田川小学校が加美町立広原小学校に統合することについて、全員承認という形で議決しております。そ

の後、町長と協議を経て回答をいただいているという状況でございます。

今定例会に条例改正案、提案されませんでした。平成26年4月統合に向けて準備を進めていきたいと思っております。なお、鹿原小学校、それから旭小学校については、引き続き、理解を得るための話し合いを続けていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の統廃合に対する不安解消に向けた具体的な対策ということですが、子供たちが統合先の学校にスムーズに移行できるということ、これがまずは一番というふうに思っております。それで、統合までの期間、平成26年4月とすると1年間以上あるわけですが、これを学校間の交流活動を定期的実施するというのを計画しております。それで、交流活動につきましては、行事や諸活動に限らず、通常の授業等も取り入れて、そしてまた、相互に交流するというので、上多田川小学校の子供たちが広原小学校に行くだけではなくて、広原小学校の子供たちも上多田川小学校を訪れたりして仲よくなるというふうなことです。それも実施していきたい。

また、そのための計画、教育課程にしっかりと組み込んでいくというふうなことです。内容について、保護者等の意見、こんな活動はとかそういうのも十分に取入れていきたいというふうに思っております。そしてまた、子供たちと同時に保護者間も交流できるということで、活動のときに保護者にも参加していただくとか、そんなことも保護者の不安解消の一助になるのではないかと考えております。

さらに、通学に関しまして、③の通学環境の整備というふうなことがあります。これについては、通学に費やす時間、それから経路等、これを考慮しながら、活性化バスと同時にスクールバス、これも配置して対処していきたいというふうに思っております。

また、環境整備というふうなことを考えますと、統合に伴って、子供たちの運動着とか上履きとか、そういうものもかかってくるんですが、これらについては保護者の軽減負担というふうなことで補助を最大限でやっていきたいというふうに思っております。また、そのほかに、仮に統合するということになっても学級数はふえないというふうなことになるので、教室等の増設とかそれは必要ありません。ただ、備品として机、椅子とか、さまざまな教材等、これはしっかりと整備していきたいというふうに考えております。

それから、4点目につきましては、地域コミュニティというふうなことで跡地利用というふうなことになるわけですが、これにつきましては、町長のほうからも答弁あると思いますが、やはり行政と、それから住民とともに参加して委員会をつくり、検討していくというふうなことが必要であるというふうに考えております。以上で説明を終わらせていただきます。



○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、4点のところ、地域コミュニティの核である学校施設がなくなる地区への地域づくりの支援ということでございますが、学校の役割といいますのは3つほどあるのかなと思っております。1つはやはり、当然のことながら教育の場でございます。それから、もう一つは、地域のコミュニティの核としての役割、そして、災害時の防災拠点としての役割、こういった役割があると思っております。統合することによって、学校から教育、それも学校教育としての役割、これはなくなるわけですけれども、生涯学習という面での教育の場ではこれはあり続けるべきであろうと。当然、コミュニティの核としての役割、防災拠点としての役割、こういったものは残していくべきだろうというふうに思っております。そういった観点に立ちまして、地域コミュニティといいますのは、地域の人々が相互に交流し合うということでございますので、地域の方々がお互いに交流する場として、そして、できれば地域外からも、そこに訪れて地域の方々が地域外の方々とも交流できるような、そんな跡地利用にできればいいだろうというふうに思っております。そのために、先ほど教育長からありましたように、跡地利用検討委員会というものを立ち上げて、十分、地域住民の声に耳を傾けながら、皆さん方のアイデアを入れながら、地域の活性化のため、地域コミュニティの核としての役割を果たす施設として存続できるように努めてまいりたいと思っております。

現在、庁舎内に18のプロジェクトチームというものがございます。これは、補佐クラスがリーダーとなり、係長以下の職員が自分の仕事にかかわりなく、組織横断的に18のプロジェクトチームを組んで、1チーム大体6人から10人程度ですけれども、それぞれの希望も酌んでやっております。実は18の中で一番人気があったのがB級グルメの開発ということで、ここはかなり上回りましたが、ほかのチームにも、そういった方々も移動していただいたりもしまして、実は現在、廃校利用プロジェクトというものも進めております。それから、移住交流プロジェクト、そして、これに関係するものとしまして地域のお宝発見プロジェクト、こういった3つのプロジェクトをかかわるプロジェクトとして進行しております。12月11日と12日、2日間にわたってこの18チームからのプレゼンテーション、私も聞くことになっております。どんなアイデアが出てくるか非常に楽しみにしておりますけれども、こういった職員のプロジェクトチームの提案も参考にいたしまして、基本的には地域住民の考え、希望、こういったものをもとに支援策を講じてまいりたいと、有効な利用活用にしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、統合に関しては理解を十分に得た上で進めるというふうなことを答弁いただきました。それで、上多田川学区に関してはおおむね平成26年4月統合案に理解をいただいたというふうなお話でしたが、保護者の意向を十分把握できたかという点で、4回の説明会に出席した人数、延べ95人と私の計算ではありました。未就学児の該当者も含めて保護者は18人、ほかは地区の方たちだったかと思うんですが、そういった保護者の意向を十分把握できたとお考えでしょうか。確認です。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 意向が十分かと、どこで十分というふうなことについては非常に難しいこととなりますが、それぞれやはり考えはいろいろあったと思いますが、全体でのこと等、それから残っての1人、2人での話とか、そういうふうなものも含めて、これまた結局、おおむねというふうなこととなります。今現在でも、反対という人はもちろんおります。不安というふうなことが非常に大きいというふうなことなので、その辺は十分酌み取って、不安解消に1年かけてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 教育委員会のほうから上多田川小学校に関しましては平成26年4月という考えが町のほうに示されましたので、それを受けて12月17日、上多田川で、私も参加をいたしまして説明会を開催させていただきます。そこで、私自身、地域の方々、保護者の方々の声を十分に聞かせていただいて、その上で、不安解消等も図りながら、教育委員会が示した平成26年4月に向けて準備を進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 12月17日に再度説明会があるということなのですが、統合問題に関しては尾形議員のほうからも質問が出ていますので、時間的にもないのでこれ以上なかなか詳しくはできないんですが、未就学児の保護者と在学児の保護者のアンケートへの回答というかが、ちょっと微妙に違うなというふうに思ったんですが、その比較をしてみてどういうふうな傾向があったのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

大きな傾向としては、未就学児保護者は、そういった方針があればもうできるだけ早く広原小学校に行きたいという希望がありました。在校生保護者のほうは比較的やっぱり、このままでもいいといご意見もあればしょうがないなというような、アンケートから読み取れます。や

はり統合ということで学校がなくなるわけですから、皆さんがもろ手を挙げて賛成ということではないと思います。そういう意味で「おおむね理解をいただいている」というような表現でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） そういった少数意見というか、貴重な意見も念頭に置いた上で進めていただけることを希望します。

それで、最後なんですが、平成24年3月2日に出されました基本計画の中に、20ページに、「小学校時代においては、地域のよさや地域を守っている人たちの思いに触れ、地域への愛着と人とのかかわりを学ぶことが大切であると考えます」というとてもいい文章が載っていますが、私も全くこれには共感いたします。統廃合の後も、こういったことを大事にしながら、行政とか地域を問わず、大人の責任として地域のよさを伝えていく、ずっと地域をつくってきた先代の人たちの思いを継続していく、地域の愛着と人とのかかわりを学ぶことができるような地域づくりをしていただくことを希望して、質問を終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。